２０２６年　９月２５日

議員研修報告書

赤穂市議会
　議長　西川　浩司　様

議員氏名　　荒木　友貴

下記のとおり、研修会に参加しましたので、報告します。

記

１．実　施　日
　２０２６年8月２２日(土)１０：００～１６：４０
　※ただし、当日現地参加・オンライン視聴ができないため、後日記録動画により視聴
　　（２０２６年9月４日(金)録画配信）

２．調査地または開催地
　エル・おおさか　南館　５階南ホール（大阪府立労働センター）
　大阪市中央区北浜東３－１４

　第１７回生活保護問題議員研修会
　「地域から変える　生活保護をあたりまえの権利に」
　生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会　主催
　講師：吉永　純氏（前花園大学）他

別　紙

研修会名　第１７回生活保護問題議員研修会

「地域から変える　生活保護をあたりまえの権利に」

【目　的】

最高裁が２０１３年から２０１５年に行われた生活扶助基準改定に対する違法性を認め、保護費減額処分の取消しを命じた結果、国が差額を遡及して支給することとなった。国際情勢等の影響で食料品・生活必需品の物価高騰が進み、生活保護受給者を取り巻く状況はさらに厳しさを増している状況である。また、全国的に生活保護行政を巡る違法・不適切な運用が行われている実態も指摘されており、議員・職員の法令への理解を進め、行政がセーフティーネットとしての役割を果たすことが求められていると思い受講した。

【研修会内容】

（１）基調報告「最低生活費を引き上げ、生活保護の最大限活用を！」

講師：吉永　純氏（花園大学前教授）

物価高騰の影響は生活保護世帯だけではなく一般市民にも広がっており、食料支援の現場では、これまで支援につながっていなかった持ち家やアパート暮らしの世帯、幅広い年代の利用が増えていることが報告された。民間支援だけでは限界があり、公的支援の役割が一層重要になっている。 実質賃金は物価上昇に追いついておらず、基礎年金の伸びも物価上昇に比べ小さいことから、最低生活費そのものが現在の生活実態に合っているかが課題となる。 特に猛暑時のエアコン使用と電気代は生命に関わる問題であり、夏季加算の必要性が強調された。また、２０１３年以降の生活扶助基準引下げをめぐる最高裁判決と国の対応、２０２７年の生活保護基準改定も重要な論点として示された。 今後は、赤穂市においても保護率だけでなく、相談・申請件数や生活実態、光熱費負担等を把握し、制度を必要とする人が利用できているかを継続的に確認するとともに、夏季の冷房費支援等について国への制度要望も含め検討する必要がある。

（２）講演１「生活保護行政の問題点～各地で起こる不祥事から考える～」

講師：中村　健氏（新潟大学歯学部准教授、全国公的扶助研究会会長）

全国の福祉事務所で発生した誤認定、事務処理ミス、不適切な対応等について、単に担当職員個人の資質の問題と捉えるのではなく、ケースワーカーの人員不足、過重な担当件数、短期間の人事異動、専門知識を習得する研修機会の不足、査察指導体制や組織的なチェック機能の弱さなどが複合的に関係していることが示された。生活保護の決定は担当者個人が行うものではなく、福祉事務所という組織として責任を負う行政行為であり、経験や知識を組織に蓄積する仕組みが必要である。また、利用者の人権を守ることと同時に、困難な事案を抱える職員が孤立せず相談できる環境づくりも重要である。

※赤穂市においてもケースワーカーの配置数、経験年数、資格、異動周期、査察指導員の体制、研修内容などを確認し、誤支給だけでなく「本来支給すべきものが支給されない漏給」を防ぐ仕組みが機能しているか検証する必要がある。昨年度の研修でも職員体制と人権擁護の双方が課題とされており、今年度はさらに組織的な再発防止策まで踏み込んで確認したい。

（３）講演２「取材から見えた日本の貧困と差別～いのちのとりで裁判・貧困ビジネス・衆議院選取材を通じて」
講師：中村　真暁氏（東京新聞デジタル編集部記者）

生活保護利用者への取材を通じ、基準額の問題を単なる金額の多寡として捉えるのではなく、食事、入浴、外出、人との交流など「健康で文化的な生活」が実際に成り立っているかを見る必要性が示された。また、生活困窮者を受け入れる施設の中には、利用者の選択肢が乏しいことにつけ込むような運営が問題となる事例もあり、生活保護制度だけでなく住宅や居住支援の実態も確認する必要がある。講演では、外国人や生活保護利用者をめぐる言説についても取り上げられ、社会的不満が特定の弱い立場の人への批判につながらないよう、事実関係を確認して議論する重要性が指摘された。行政統計だけでは、制度を知らない人、窓口まで来られない人、声を上げられない人の生活は見えにくい。
※議員活動においても相談現場や支援団体から直接話を聞き、数字と当事者の生活実態の双方から課題を把握する姿勢が必要である。また、市民に制度を説明する際にも、誤解や偏見を助長しない正確な情報発信を行政に求めていきたい。

（４）報告１
「桐生市事件の普遍性について」
講師：渡邉　恒氏（桐生市議会議員）

群馬県桐生市で明らかになった生活保護行政の問題について、特殊な自治体だけで起きた事件ではなく、業務効率化や職員削減、経験者不足、生活保護に対する社会的な忌避感などが重なれば、他自治体でも起こり得る問題として報告された。特に、組織内部で不適切な運用を問題視する仕組みが働かず、外部からの意見やチェックも十分でなかったことが問題を長期化させたとされた。また、議会における生活保護利用者への否定的な発言や、不正受給対策だけを強調する議論も、行政運用に影響を与え得ることが指摘された。生活保護行政では「濫給防止」と同時に、必要な人に支援が届かない「漏給防止」の視点が不可欠である。議会として行政を監視する際にも、単に保護費や利用者数の増減を見るのではなく、相談者が申請権を保障されているか、利用者の人権が守られているかという観点が必要となる。
※赤穂市においても、福祉事務所を閉鎖的な「ブラックボックス」にしないため、統計データや運用状況を継続的に議会で確認していきたい。

「第２の桐生市事件を起こさないために～その特異性と普遍性」
講師：桜井　啓太氏（立命館大学産業社会学部准教授）

桐生市では、生活保護費の分割支給、扶養を理由とした保護廃止、相談・申請段階での抑制など、多くの問題が指摘された一方、全国の自治体データを比較すると、桐生市以外にも生活保護利用者が短期間に大幅に減少している自治体が存在することが示された。ただし、保護率が低下していることだけで不適切な運用と判断することはできず、相談件数、申請件数、開始・却下・取下げ件数、廃止理由等を組み合わせて分析する必要がある。自治体間比較によって異常な数値を早期に把握することは、問題発見の有効な手掛かりとなる。昨年度の研修でも、保護率や却下率、法定処理期限、自動車保有、通院移送費、扶養照会等を比較する必要性を学んだが、 今回はさらに相談から申請・決定までの流れそのものを継続的に追う必要性を感じた。
※赤穂市についても過去１０年程度の推移を整理し、人口規模や地域条件の近い自治体と比較することで、制度へのアクセスが阻害されていないか客観的に検証したい。

（５）報告２「利用者目線の生活保護行政を目指して～加算認定誤りの経験から」
講師：髙野　正秀氏（新潟県南魚沼市福祉保健部福祉課長）

南魚沼市で発生した生活保護の加算認定誤りについて、誤りを発見した後に専門家による研修、対象ケースの点検、利用者への説明・謝罪、追加支給、公表まで行った経験が報告された。小規模な福祉事務所では担当職員の経験年数が短く、生活保護だけでなく年金、障がい、介護、医療、労働など非常に幅広い知識が求められる一方、人事異動によって専門知識が組織に蓄積しにくいという課題がある。重要なのは「ミスを一切起こさない」ことだけを求めるのではなく、誤りを早期に発見し、隠さず修正し、再発防止につなげられる組織をつくることである。また、一自治体だけでは専門性の維持に限界があるため、近隣福祉事務所との研修や相談ネットワークを構築する取組も紹介された。
※赤穂市でも各種加算の認定チェック方法、複数職員による点検、制度改正時の研修、誤り発見時の報告・是正手順を確認する必要がある。職員個人を責めるのではなく、利用者の権利を守りながら職員も安心して業務を行える仕組みとして改善を求めたい。

（６）まとめ「いのちのとりで裁判の到達点と今後の課題～まとめに代えて」
講師：尾藤　廣喜氏（弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事・いのちのとりで裁判全国アクション共同代表）

「いのちのとりで裁判」で生活扶助基準引下げが違法と判断されたことを受け、その後の国の対応と今後の課題について報告された。尾藤氏は、判決後も当事者への十分な謝罪や、違法とされた基準改定の決定過程の検証、再発防止策が十分に示されていないと指摘した。また、原告と原告以外、さらには原告間でも給付の取扱いや時期に差が生

じる対応について、生活保護制度の無差別平等の原則から問題があるとの見解が示された。さらに、今後の基準設定についても、算定根拠や専門的検討過程を明確にし、司法判断を踏まえた透明性の高い制度運営が必要であるとされた。
今後は個々の裁判や給付問題にとどまらず、生活保護を「当たり前の権利」として利用できる制度にすることが課題であり、生活扶助基準の在り方、自動車保有、大学進学、外国人への適用などについても継続した制度改善が必要とされた。生活保護だけを単独で改善するのではなく、年金や雇用、住宅、教育など社会保障全体を底上げする視点も重要である。
※地方議員としては、国の制度改正を注視するだけでなく、赤穂市において国の通知や制度改正が適切に運用されているか、必要な人が制度から排除されていないかを継続的に確認する必要がある。また、問題事例だけでなく適切な運用事例についても評価し、福祉事務所と議会が制度改善につなげていく視点を持ちたい。生活保護を特別な人のための制度ではなく、市民の生存権を保障する最後のセーフティーネットとして捉え、制度へのアクセスを保障する行政となっているかを今後考えていきたい。

【全体所感】

今回の研修を通じて強く感じたのは、生活保護は全国共通の制度でありながら、実際に市民が受ける支援は自治体の組織体制や職員配置、制度理解、窓口での対応によって大きく変わり得るということである。特に桐生市の事例は、不適切な運用が一人の職員の問題ではなく、人員配置、組織風土、研修不足、外部チェックの弱さなどが重なることで起こることを示している。これはどの自治体にも起こり得る問題として捉える必要がある。
昨年度の研修を受け、赤穂市についても全国的なデータとの比較、ケースワーカーの体制、人権擁護と職員を守る仕組みを継続して確認する必要があると考えたが、今回の研修によって、確認すべき内容がより具体的になった。今後は、保護率だけでなく相談件数、申請件数、開始・却下・取下げ、廃止理由等を時系列で把握するとともに、ケースワーカーの配置数、経験年数、研修、査察指導体制、各種加算の認定・点検方法などについても調査したい。

また、物価高騰や猛暑は生活保護利用者だけの問題ではなく、年金生活者や低所得世帯を含め、市民生活全体に影響している。資料でも生活保護利用者数が２０１５年から減少していることが示されており、単に「利用者が減った」ことを良い結果と捉えるのではなく、本当に生活が改善した結果なのか、制度を必要とする人が利用できていないのかを見極める必要がある。生活保護を最後のセーフティーネットとして適正に機能させることと、そこで働く職員が専門性を蓄積し、安心して市民に向き合える体制を整えることの両面から、赤穂市の生活保護行政を今後も検証していきたい。